

第3章 今後の学校施設整備方針及び学校施設整備計画

本章は、望ましい学校環境の整備の中でも、今後の学校施設の整備について述べます。

1 学校施設整備方針

学校施設は、児童・生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義を持っています。さらには、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たしており、学校施設整備の中でも、特に耐震補強工事は、安全性を確保するために最優先して実施する必要があります。

また、新学習指導要領や、地球温暖化等の環境問題など社会状況の変化にも対応できるよう、施設機能の確保に努める必要があります。

しかしながら、現在の厳しい財政状況等において、施設の維持・補修を行いながら施設整備を短期間で行うことは極めて難しいため、次のような方針に基づき、計画的に学校施設整備を進めなければなりません。

- ア 「学校は、地域住民の負託に応え、子どもの教育を行う場である。」という役割を十分認識して、長期的かつ継続的に投資効果が得られるよう整備を行います。
- イ 耐震診断の結果を基に、原則として危険性が高いと判断される施設（ I_s 値が低い）から優先的に耐震化や整備を行います。
- ウ 建築年度や老朽化の状況等により、改築若しくは改修の方向性を検討します。
- エ 児童・生徒数の増加が将来にわたって見込めない場合等は、望ましい学校規模の確保の視点から、保護者や地域住民の理解を得ながら、統廃合等も視野に入れた整備を行います。
- オ 厳しい財政状況を考慮し、有利な補助金や起債等の積極的な活用を図ります。

2 学校施設整備計画

学校の役割は、地域住民の負託に応え、充実した子どもたちの教育を行うことです。また、学校施設は、地域の防災拠点や生活の拠り所としての役割も果たしています。

学校施設の整備にあたっては、学校の役割等を十分認識し、長期的かつ継続的な投資効果や、指宿・山川・開聞地域の地域間のバランス、学校規模の適正化等を考慮しながら、計画的な施設整備に努めなければなりません。

特に、将来を担う子どもたちに安全・安心かつ快適な教育環境を確保し、今後の教育にとって望ましい教育環境を提供するためには、耐震化及び老朽化に伴う改修等は極めて大切です。

計画的な耐震化と老朽化に伴う改修等の実施を目指すとともに、随時行っている施設の維持・補修を始め、新学習指導要領への対応、環境との共生、バリアフリー化等にも配慮した整備に努めます。

(1) 耐震化について

平成 21 年度に実施しました耐震診断の結果、18 棟の学校施設において、耐震性能が劣る I s 値 0.7 未満であることが判明しました。

そのうち、特に危険性が高いとされる I s 値 0.3 未満の建物を含め 3 棟の耐震補強工事を平成 22 年度中に実施します。

耐震化が必要とされる残りの 15 棟につきましても、I s 値や児童・生徒への影響等を考慮しながら、国からの交付金や有利な起債等を活用し、財政状況も考慮しながら、次の「指宿市学校施設耐震化計画」により、年度ごとに 3 棟程度を目標に、概ね 5 か年程度で耐震補強工事を完了できるよう努めます。

■ 指宿市学校施設耐震化計画

学 校 名	棟数	施 設 名	面 積	耐震診断結果 (I s 値)	補 強 工 事 実 施 年 度					
					H22	H23	H24	H25	H26	H27
柳田小学校	1	管理教室棟	2,040	0.62						○
今和泉小学校	1	屋体	601	0.49		○				
池田小学校	1	教室棟	211	0.62						○
山川小学校	2	教室棟	140	0.69						○
		屋体	663	0.25	○					
大成小学校	1	教室棟	993	0.58					○	
徳光小学校	1	管理教室棟	1,463	0.50	○					

学 校 名	棟数	施 設 名	面 積	耐震診断結果 (Is 値)	補 強 工 事 実 施 年 度					
					H22	H23	H24	H25	H26	H27
利永小学校	1	管理教室棟	1,263	0.55	○					
川尻小学校	1	屋体	562	0.51			○			
小学校 合計	9		7,936		3	1	1	0	1	3
北指宿中学校	1	管理教室棟	1,150	0.59					○	
	1	教室棟	1,232	0.54			○			
南指宿中学校	1	屋体	1,320	0.58					○	
西指宿中学校	3	管理教室棟	969	0.57				○		
		管理教室棟	1,256	0.57				○		
		特別教室棟	297	0.37		○				
山川中学校	1	教室棟	2,656	0.57				○		
開聞中学校	2	管理教室棟	2,369	0.46			○			
		特別教室棟	2,003	0.42		○				
中学校 合計	9		13,252		0	2	2	3	2	0
総 計	18		21,188		3	3	3	3	3	3

(2) 老朽化に伴う改修等について

本市の小学校 12 校、中学校 5 校、計 17 校の校舎・体育館は 237 棟あり、延べ床面積約 73,000 m²を有しています。その内、校舎の約 73.0%、体育館の約 91.1%は、今後 30 年のうちに耐用年数を迎え、学校施設の老朽化や、新しい時代に対応した教育環境を整備するために、大規模改造や改築が必要となります。

特に本市の 12 の小学校のうち、今後 10 年以内に耐用年数に達する校舎を有する学校が 3 校（大成小学校・開聞小学校・川尻小学校）あり、今後 15 年以内には、さらに 4 校（柳田小学校・池田小学校・徳光小学校・利永小学校）が有することになります。

大規模改造や全面改築には、かなりの費用と期間を要し、校舎及び体育館の大規模改造を実施した場合、小中学校合わせて約 119 億円、校舎・体育館・プールなどを全面改築した場合は小中学校合わせて約 229 億円を要する見込みであり、全校の整備に 30 年～50 年の期間を必要とすることとなります。

ただし、大規模改造や耐震補強工事を行っても耐用年数は延びないため、いずれは改築を行わなければなりません。

■ 小学校校舎耐用年数一覧

学校名	階数	面積 (㎡)	耐震 診断 結果 (Is値)	耐用年数								
				S30	S45	S60	H12	H27	H42	H57	H72	
指宿小	1	466	2.36									S51 ~ H48
魚見小	2	782	0.73									S46 ~ H43
柳田小	2	688	0.62									S39 ~ H36
丹波小	4	4,592										H22 ~ H69
今和泉小	2	528	0.86									S41 ~ H38
池田小	2	402	0.87									S36 ~ H33
山川小	2	1,607	1.01									S43 ~ H40
大成小	2	755	0.58									S35 ~ H32
徳光小	2	403	0.50									S39 ~ H36
利永小	2	397	0.55									S37 ~ H34
開聞小	2	410	0.93									S31 ~ H28
川尻小	2	505	0.81									S33 ~ H30

※各学校の最も古い校舎の耐用年数をグラフ化したもの

※全て鉄筋コンクリート造の校舎



今後、建物の建設年度、老朽化の状況等により大規模改造か改築かの方向性を検討していくこととなりますが、市の財政状況等を考慮しても全校を年次的にかつ均一に整備するという事は極めて厳しい状況であると言わざるを得ません。

このような大規模な整備以外にも、学校施設の維持・補修、プールの改修やグラウンドの整備等もあり、かなりの費用を要することから、計画的な整備が必要です。

施設整備における検討指針

- 各学校の施設毎の建設年度や老朽度、整備後の校舎配置等を考慮し、大規模改造もしくは改築のいずれを行うかの判断をする。
- 児童・生徒数の推計、建設費用並びに管理費用を考慮した学校施設規模の設定をする。
- 施設整備において、指宿、山川、開聞地域間のバランスを考慮する。

(3) 学校規模の適正化（学校再編）を考慮した施設整備について

県下の他市町村で、少子化による学校の小規模校化や、学校施設の老朽化の進行等に伴い、保護者等の理解を得ながら、学校再編を行っている現状があります。

本市においても、学校の小規模校化や学校施設の老朽化等が進行していることから、長期的かつ継続的な投資効果も視野に入れて、学校再編を含めた計画的な学校環境整備についての議論を深めていく必要があります。

現在、国からの補助金等を活用しながら学校施設整備を行っています。さらに、合併特例債や過疎債といった、財政的に有利な措置を活用していますが、これらの起債には平成 27 年度（過疎債も現時点では平成 27 年度）までという期限が設けられています。

そのため、平成 28 年度以降の学校施設整備については、本市の財政負担が増加することとなり、その影響が懸念されます。

学校施設の整備は、短期間に実施することは難しく、工期や財政面等についても考慮しながら計画的に実施しなければならないため、

- 耐用年数を考慮した整備予定年度の約 5 年前
- 有利な起債の活用を前提とした場合、平成 27 年度の 3～4 年前

といった時期が検討の目安となり、限られた検討期間となります。

また、学校規模の適正化（学校再編）を検討する際には、次のようなことについても配慮しなければなりません。

学校規模の適正化（学校再編）における検討指針

- 児童・生徒数の推計、建設費用並びに管理費用を考慮した学校施設規模の設定をする。
- 「本市の望ましい学校規模」の実現を図る。
- 学校規模に伴う教員配置基準を考慮する。（免許外教科担任の解消等）
- 通学の距離及び安全性にも考慮した学校の配置を検討する。（学校の新設または既存校舎の大規模改修）
- 新たな用地確保の可能性を検討する。
- 小中一貫校についての検討をする。（近隣の小学校による学校規模の適正化（学校再編）では、小規模校の改善が図られない場合）
 - ・ 施設一体型か分離型か（一体型の場合の施設規模や学校敷地の検討）
 - ・ 実施事例の研究と実現の可能性
- 廃校となった場合の学校施設跡地の有効活用等を検討する。

(4) 今後の方向性について

学校の改築や学校再編の議論は、長期的・全市的な観点から、子どもたちへの教育的視点を最優先に取り組むべき課題です。学校教育は、本来的には集団で人間性や社会性を培うものであり、そのためには、多くの友達と触れ合い、切磋琢磨し刺激し合える環境が必要です。

また、学校施設の整備には多額の費用が必要であり、現時点だけで対応を計るのではなく、将来を見越した対応を考えていくことが大切です。

学校規模の適正化（学校再編）は、決して一部の学校・地域だけの問題ではなく、指宿市全体の問題です。

本市においても、児童・生徒の激減期を迎え、児童・生徒数の増加が将来にわたって見込めない場合等は、保護者や地域の方々の理解を得ながら、学校の統廃合等も視野に入れた学校整備を行うことが必要です。

